給与支払報告書・公的年金等支払報告書 の光ディスク等による提出について (大阪府豊中市実施要領)

令和6年10月改正

豊 中 市 市 民 税 課 〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 1至06-6858-2131

目 次

| | | * | |
|-------|---|---|-----|
| | | | ページ |
| 特 | 别 | 徴収事務における給与支払報告書の光ディスク等提出の概要 | 1 |
| 給. | 与 | 支払報告書等を光ディスクにより提出する場合の手続について | |
| | 1 | 提出対象者 | 2 |
| • | 2 | 光ディスク等の提出方法 | 2 |
| ; | 3 | 光ディスク等による提出の日程(毎年) | 3 |
| 4 | 4 | 書面による給与支払報告書を提出する場合 | 3 |
| 光 | デ | ィスク等の規格について | |
| I | 并 | 給与支払報告書用光ディスク等 | |
| | 1 | 光ディスク等の規格 | 4 |
| 4 | 2 | レコードの内容及び作成要領 | 4 |
| Π | 1 | 公的年金等支払報告書用光ディスク等 | |
| | 1 | 光ディスク等の規格 | 6 |
| | 2 | レコードの内容及び作成要領 | 6 |
| そ | の | 他 | |
| | 1 | 豊中市個人情報保護条例の遵守 | 7 |
| 4 | 2 | 事故発生時の調査及び報告の義務 | 7 |
| ; | 3 | 光ディスク等提出に関する疑義の解明 | 7 |
| | | | |
| 別 | 添 | | |
| | 1 | 『給与支払報告書を光ディスク又は磁気ディスクにより調製する場合の光 | ディス |
| | | ク及び磁気ディスクの規格等』(別紙1) | |
| | 2 | 『給与支払報告書を光ディスク又は磁気ディスクにより調整する場合のレ | コード |
| | | 内容等』(別紙2) | |

- 3 『公的年金等支払報告書を光ディスク又は磁気ディスクにより調製する場合の光
- ディスク及び磁気ディスクの規格等』(別紙3)
- 4 『公的年金等支払報告書を光ディスク又は磁気ディスクにより調整する場合のレ コード内容等』(別紙4)

特別徴収事務における給与支払報告書・公的年金等支払報告書 の光ディスク等提出の概要

市・府民税の特別徴収事務は、特別徴収義務者(以下「義務者」という)が給与支払報告書を作成し、毎年1月末日までに各従業員の住所地たる市町村に提出しなければならないことになっています。また、市町村は、提出された給与支払報告書の諸データを電算処理にて税額計算し、これを『市民税・府民税特別徴収税額通知書』にて義務者に通知しています。

従来、市町村及び義務者のデータ処理等の事務負担を考慮して、市町村長の承認を受けた場合、光ディスク及び磁気ディスク(以下、「光ディスク等」といいます)又は磁気テープにより調製し、提出することができることとされていましたが、令和3年1月1日以後に提出する給与支払報告書や公的年金等支払報告書などの法定調書のうち、その種類ごとに、基準年(前々年)の国税に対する提出枚数が100枚以上あるものについては、税務署や市町村に対し、電子情報処理組織(eLTAX)による送付、または光ディスク等か磁気テープのいずれかによる提出が義務付けられています。

給与支払報告書および公的年金等支払報告書(以下、「給与支払報告書等」という)の光ディスク等による調製及び豊中市への提出に係る具体的な事務等の取扱いについては、この実施要領によることとします。

*磁気テープを用いた提出については、受付を終了しました。

令和6年度の変更点

① 承認申請書およびテストデータの提出が不要になりました

従来、新たに光ディスク等により市に給与支払報告書等を提出する場合は市へ「承認申請書」 およびテストデータの提出が必要でしたが、不要となりました。併せて、光ディスク等での 提出を終了する場合に必要であった「提出廃止承認申請書」の提出も不要となりました。

② 光ディスク等による特別徴収税額通知データ(副本)の送付は終了しました 税制改正により、特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)の電子データについては、 給与支払報告書を eLTAX で提出された場合のみ送付が可能となりました。 光ディスク等で給与支払報告書を提出された場合は書面により通知します。

提出方法 特別徵収税額通知受取方法

書面または光ディスク ⇒ 書面のみ

eLTAX \Rightarrow 書面または電子データのいずれか選択

給与支払報告書等を光ディスクにより提出する場合の手続について

1 提出対象者

① 提出対象義務者

提出対象者は、基準年(前々年)の国税に対する源泉徴収票の提出枚数が 100枚以上ある特別徴収義務者(以下「大事業者」とします),またはこれに 準ずる者とします。

*上記に準ずる者とは、豊中市に住所を有するもので特別徴収の対象となる者が原則として50人以上の義務者(グループ単位の場合についても同じ)とします。

② 給与等の支払を受けた者のうち、賦課期日現在、豊中市に居住している者すべて を対象とします。従って、特徴徴収の対象となる者のほか、乙欄該当者、退職者 等を含むこととします。

2 光ディスク等の提出方法

① 提出期限

1月31日

- ② 提出物
 - ・光ディスク等(正本・副本 各1枚)
 - ・総括表(豊中市から送付する指定総括表または一般総括表を使用)
- ③ 提出に当たっての留意事項
 - ・次の事項を記載した外部ラベルを貼付または油性フェルトペンで明記し提出してください。

[外部ラベルの例]

- ① 提出先市町村名: 豊中市
- ② 提出者名: 〇〇〇〇
- ③ 提出者住所:○○市□□町△丁目◇番▽号
- ④ 特別徴収義務者指定番号:○○○○-○○○
- ⑤ 提出件数:○○○件
- ⑥ 提出年月日:令和○○年△△月□□日
- ⑦ □正本 or□副本
- ⑧ (総枚数_枚のうち 枚目)
- ・令和5年度をもって特別徴収税額通知の副本データの送付は終了しました。空 の通知用光ディスクや副本データを希望する旨の書面を同封された場合も書面で の通知のみとなります。
- ・提出された光ディスクは返却いたしません。
- ・ファイルがコンピューターウイルスに感染していないことを十分に確認してください。

- 3 光ディスク等による提出の日程(毎年)
- ① 給与支払報告書等の光ディスク等による提出

(義務者から豊中市へ 1月31日まで)

② 特別徴収税額決定通知(書面)の送付

(豊中市から義務者へ 5月上旬~中旬)

4 書面による給与支払報告書等を提出する場合

光ディスク等に調製して提出する場合には、書面による提出は不要ですが、次の① ~③に該当するものについては、別途、書面によりそれぞれ該当するものに仕分けして提出する必要があります。

- ① すでに提出済みの光ディスク等の記録内容について訂正が必要となった場合
- ② データは光ディスク等に記録されていないが、報告が必要であると判明した場合注意:摘要欄には必ず、「訂正」又は「追加」と朱書きすること。
- ③ その他、データに不具合が生じた場合等市が書面による給与支払報告書等を求める場合

光ディスク等の規格について

- I. 給与支払報告書用光ディスク等
- 1 光ディスク等の規格総務省の規定に準拠し別紙1のとおりとする。
- 2 レコードの内容及び作成要領 総務省の規定に準拠し別紙2のとおりとする。なお、下記の項目番号については、 表のとおり記録要領を読み替える。

別紙2

| 項目番号 | 項目名 | 記録要領 | 記録要領(読み替え) |
|------|------|--|--------------------|
| 10 | 訂正表示 | 提出済みの誤りレコードを | 提出済みのレコードの訂正または取り |
| | | 訂正(取り消し含む。)す | 消しを行う場合には、光ディスクに訂 |
| | | るためのレコードの場合は | 正表示をして提出するのではなく、本 |
| | | 「1」、その他の場合には「0」 | 要領P.3のとおり書面にて提出してく |
| | | を記録する。 | ださい。 |
| 86 | 摘要 | に、で借に入借得用始年×を」がいる配又「号大成しに指し居のるは、で借に入借得用始年×を」がいる。「当のののののののののののののののののののののののののののののののののののの | 記載 で |

| 項目番号 | 項目名 | 記録要領 | 記録要領(読み替え) |
|------|------|--|--|
| | | ある場合は「特」のでは、 「特」のでは、場合では、場合では、場合では、場合では、 場合とは、のでは、のでは、は、のでは、は、のでは、は、のでは、は、のでは、は、のでは、は、では、のでは、は、では、のでは、は、では、のでは、は、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では | 38万円以上受けている者である場合は「4」、又は国内居住者である場合は「0」、合計所得金額の見積額を記録する。納税者が寡婦又はひとり親に該当等の支払を受ける扶養親族がいる場合は「1」又はひとり親(退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合は「1」又はひとり親(退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。)に該当する場合に限る。)に該当する場合に限る。)で該当する場合に限る。)で該当する場合は「2」を記録する。 項番134に記載の普通徴収切替理由a ~dに該当する場合は、摘要欄の最初に、その略号を記録する。 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)が障害者である場合 同一生計配偶者が、障害者、特別障害者である場合に大名・同一生計配偶者である旨を記載してください。※「障害者の数」欄にも、障害者である同一生計配偶者の人数を含めて記載してください。 |
| | | | 租税条約に基づいて源泉所得税等の免除を受ける場合 租税条約による教授等又は学生・事業修習者等の免税の対象となる給与等を居住者に支払った場合は、従業員から提示された租税条約に関する届出書を基に、免税対象額・該当条項「○○条約○○条該当」を記載してください。※項番136「条約免除」にも「1」が必要です。 |
| 134 | 普通徴収 | 該当する場合には「1」を、 それ以外の場合には「0」を 記録する。 | 該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。また、該当する場合は、項番 86 摘要欄に a ~dの略号を記録する。 (普通徴収切替理由) a 退職者または給与支払報告書を提出する年の5月31日までの退職予定者 b 給与が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない者 |

| 項目番号 | 項目名 | 記録要領 | 記録要領(読み替え) |
|------|------|--------------|-------------------------------------|
| | | | c 給与の支払期間が不定期の者(例: 給与の支払が毎月ではない) |
| | | | d 他から支給される給与から個人住民 |
| | | | 税が特別徴収されている者(乙欄適用 |
| | | | 者) |
| 139 | 提出先市 | 該当の全国地方公共団体コ | 豊中市への提出分には「272035」を記 |
| | 町村コー | ードを記録する。 | 録する。 |
| | ド | | |
| 140 | 指定番号 | 提出先市町村の指定した番 | 特別徴収義務者の前年の住民税に係る |
| | | 号を記録する。なお、新た | 各提出先市町村の設定した番号(|
| | | に市町村に給与支払報告書 | <u>(ハイフン)」を除く</u>)を記録する。 |
| | | を提出することとなった等 | なお、新たに市町村に給与支払報告書 |
| | | により前年度の指定番号が | を提出することとなった等により前年 |
| | | ない場合には、記録を省略 | 度の指定番号がない場合には、記録を |
| | | する。 | 省略する。 |

II. 公的年金等支払報告書用光ディスク等

- 1 光ディスク等の規格 総務省の規定に準拠し別紙3のとおりとする。
- 2 レコードの内容及び作成要領 総務省の規定に準拠し別紙4のとおりとする。なお、下記の項目番号については、 表のとおり記録要領を読み替える。

別紙4

| 項目番号 | 項目名 | 記録要領 | 記録要領(読み替え) |
|------|------|---------------|----------------------|
| 77 | 提出先市 | 該当の全国地方公共団体コ | 該当の全国地方公共団体コードを記録 |
| | 町村コー | ードを記録する。 | する。 |
| | ド | | 豊中市への提出分には「272035」を記 |
| | | | 録する。 |
| 78 | 指定番号 | 提出先市町村の指定した番 | 提出義務者の前年の住民税に係る豊中 |
| | | 号を記録する。なお、新た | 市の設定した番号(「-(ハイフン)」 |
| | | に市町村に公的年金支払報 | を除く)を記録する。なお、新たに市 |
| | | 告書を提出することとなっ | 町村に公的年金支払報告書を提出する |
| | | た等により指定番号がない | こととなった等により指定番号がない |
| | | 場合には、記録を省略する。 | 場合には、記録を省略する。 |
| | | (注) 公的年金から特別徴 | (注)公的年金から特別徴収を行う年 |
| | | 収を行う年金保険者が提出 | 金保険者が提出する場合には記録しな |
| | | する場合には記録しない。 | ٧١° |

その他

1 豊中市個人情報保護条例の遵守

① 秘密の保持

義務者は、この光ディスク等提出によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

② 権利義務の譲渡の禁止

義務者は、第三者に対してこの光ディスク等の内容の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請負わせ、またこの光ディスク等提出に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。

③ 目的外使用の禁止

義務者は、この光ディスク等によって得たデータを指示目的以外に使用し又は第三者へ提供してはならない。

④ データ複製等の禁止

義務者は、この光ディスク等によって得たデータの一部あるいは全部をこの光ディスク等提出業務以外の目的のため複写し、または複製してはならない。

2 事故発生時の調査及び報告の義務

豊中市と義務者はこの光ディスク等の履行に際し、事故が発生した場合において、それぞれに必要があるときは、調査を求めてその結果を速やかに報告するものとする。

3 光ディスク等提出に関する疑義の解明

この光ディスク等提出に関して疑義が生じたとき、又はこの実施要領について細目を定める必要が生じたときは、豊中市と義務者は協議する。